

## 指定管理者の指定に関する公告

福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年福島県条例第68号）第3条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年12月20日

福島県知事 内堀 雅雄

管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定したもの	指定の期間	担当課
1 東日本大震災・原子力災害伝承館	福島市中町1番19号 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで	企画調整部生涯学習課
2 福島県立乳児院	郡山市向河原町159番1号 公益財団法人星総合病院	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで	保健福祉部児童家庭課
3 福島県営住宅等（会津地区）	会津若松市山鹿町6番62号 浅沼産業株式会社	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで	土木部建築住宅課
4 福島県営住宅等（いわき地区）	福島市五月町4番25号 特定非営利活動法人循環型社会推進センター	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで	土木部建築住宅課